

改正 平成二〇年 七月 八日条例第三八号
愛知県産業労働センター条例をここに公布する。

愛知県産業労働センター条例

(設置)

第一条 産業の振興、勤労者の福祉の向上及び就業の促進を図るため、愛知県産業労働センター（以下「センター」という。）を名古屋市中村区に設置する。

(業務)

第二条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

- 一 ホール、展示場、会議室、駐車場その他附属設備を利用させること。
- 二 商工業その他の産業の振興、勤労者の福祉の向上及び就業の促進に関し、情報の提供、相談その他の必要な事業を行うこと。

一部改正〔平成二〇年条例三八号〕

(利用の許可等)

第三条 センターのホール、展示場、会議室、駐車場その他センターの附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

一部改正〔平成二〇年条例三八号〕

(使用料)

第四条 前条第一項の許可を受けた者からは、別表に定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して知事が定める額を加算した額）の使用料を徴収する。

- 2 使用料は、当該施設の利用開始日までにおいて知事（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により使用料の徴収の事務を委託する場合にあっては、当該委託を受けた者）が指定する日までに（駐車場使用料にあっては、利用の都度）、納付しなければならない。

- 3 納付された使用料は、次に掲げる場合を除き、還付しない。

一 第七条第二項の規定により知事が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

二 前条第一項の許可を受けた者が知事の承認を受けて利用を中止したとき。

- 4 知事は、災害その他特別の理由がある者に対しては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を延期することができる。

- 5 使用料を納期限までに納付しなかった者からは、納付すべき金額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に、当該期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。ただし、延滞金に百円未満の端数があるとき、又は延滞金が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 6 第四項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(利用料金)

第五条 知事は、第八条の規定により知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に、第三条第一項のセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合においては、第三条第一項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

- 3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に相当する額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に相当する額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額）とする。

- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公告しなければならない。
- 6 納付された利用料金は、前条第三項第一号に掲げる場合を除き、還付しない。ただし、第三条第一項の許可を受けた者が指定管理者の承認を受けて利用を中止した場合にあっては、指定管理者は、規則で定めるところにより、納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 7 前条第四項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同項中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用者の義務)

第六条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに第三条第二項の規定により許可に付けられた条件及び知事の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第七条 知事は、センターの利用者が前条の規定に違反したときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- 2 知事は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第八条 知事は、法人その他の団体であって知事が指定するものに、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- 一 第三条第一項の規定によりセンターの利用を許可すること。
- 二 第三条第二項の規定により同条第一項の許可に条件を付けること。
- 三 第四条第三項第二号の規定により利用の中止を承認すること。
- 四 第六条の規定によりセンターの利用に係る指示をすること。
- 五 前条第一項の規定により第三条第一項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- 六 その他センターを維持管理し、及び運営すること。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、センターの利用条件その他センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十条 詐欺その他不正の行為により、第四条の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、一万円以下の過料を科する。
 - 一 第三条第二項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者
 - 二 第七条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者
 - 三 その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者
- 3 第六条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、五千円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第五条第一項及び第三項から第五項まで、第八条並びに別表の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年七月八日条例第三十八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号及び第三条第一項の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

別表（第四条、第五条関係）

使用料の名称	区分		単位	使用料の額 (単位円)		
ホール使用料	大ホール	平日	午前	三八、〇〇〇		
			午後	七〇、〇〇〇		
		土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)	夜間	六五、〇〇〇		
			全日	一七三、〇〇〇		
			時間外三十分につき	一三、三〇〇		
ホール使用料	小ホール	平日	午前	一二、〇〇〇		
			午後	二三、〇〇〇		
		土曜日、日曜日及び休日	夜間	二〇、〇〇〇		
			全日	五五、〇〇〇		
			時間外三十分につき	四、二〇〇		
展示場使用料	六階展示場	全部利用	平日	全日	二三一、〇〇〇	
			土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	一九、三〇〇	
		一部利用	A区画	平日	全日	二八八、八〇〇
				土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	二四、一〇〇
			B区画	平日	全日	三六、八〇〇
				土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	三、一〇〇
	C区画	平日	全日	四六、〇〇〇		
		土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	三、八〇〇		
	六階展示場	全部利用	平日	全日	一一二、四〇〇	
			土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	九、四〇〇	
		一部利用	A区画	平日	全日	一四〇、五〇〇
				土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	一一、七〇〇
B区画			平日	全日	二七、三〇〇	
			土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	二、三〇〇	
C区画	平日	全日	三四、一〇〇			
	土曜日、日曜日及び休日	時間外三十分につき	二、八〇〇			
六階展示場	全部利用	平日	全日	二一八、四〇〇		
		土曜日、日曜日	時間外三十分につき	一八、二〇〇		
			全日	二七三、〇〇〇		

七階展示場又は八階展示場	一部利用	A区画	日及び休日	時間外三十分につき	二二、八〇〇	
			平日	全日 時間外三十分につき	二三、一〇〇 一、九〇〇	
		B区画	土曜日、日曜日及び休日	全日 時間外三十分につき	二八、九〇〇 二、四〇〇	
			平日	全日 時間外三十分につき	八六、九〇〇 七、二〇〇	
		C区画	土曜日、日曜日及び休日	全日 時間外三十分につき	一〇八、六〇〇 九、一〇〇	
			平日	全日 時間外三十分につき	二一、〇〇〇 一、八〇〇	
		大会議室	平日	土曜日、日曜日及び休日	全日 時間外三十分につき	二六、三〇〇 二、二〇〇
				平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	四二、九〇〇 五七、二〇〇 四二、九〇〇 一一四、四〇〇 一四、三〇〇
		中会議室 A	平日	土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	五三、七〇〇 七一、六〇〇 五三、七〇〇 一四三、二〇〇 一七、九〇〇
平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき			二八、五〇〇 三八、〇〇〇 二八、五〇〇 七六、〇〇〇 九、五〇〇		
中会議室 B	平日	土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	三五、七〇〇 四七、六〇〇 三五、七〇〇 九五、二〇〇 一一、九〇〇		
		平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	二二、二〇〇 二九、六〇〇 二二、二〇〇 五九、二〇〇 七、四〇〇		
小会議室 A	平日	土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	二七、九〇〇 三七、二〇〇 二七、九〇〇 七四、四〇〇 九、三〇〇		
		平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	八、四〇〇 一一、二〇〇 八、四〇〇 二二、四〇〇 二、八〇〇		

会議室使用料		土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	一〇、五〇〇 一四、〇〇〇 一〇、五〇〇 二八、〇〇〇 三、五〇〇
		小会議室 B	平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき
	土曜日、日曜日及び休日		午前 午後 夜間 全日 一時間につき	九、九〇〇 一三、二〇〇 九、九〇〇 二六、四〇〇 三、三〇〇
	小会議室 C	平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	六、六〇〇 八、八〇〇 六、六〇〇 一七、六〇〇 二、二〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	八、四〇〇 一一、二〇〇 八、四〇〇 二二、四〇〇 二、八〇〇
	特別会議室 A	平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	三四、五〇〇 四六、〇〇〇 三四、五〇〇 九二、〇〇〇 一一、五〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	四三、二〇〇 五七、六〇〇 四三、二〇〇 一一五、二〇〇 一四、四〇〇
	特別会議室 B	平日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	二六、七〇〇 三五、六〇〇 二六、七〇〇 七一、二〇〇 八、九〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	午前 午後 夜間 全日 一時間につき	三三、三〇〇 四四、四〇〇 三三、三〇〇 八八、八〇〇 一一、一〇〇
		平日	午前 午後 夜間 全日	九、九〇〇 一三、二〇〇 九、九〇〇 二六、四〇〇

	特別会議室 C		一時間につき	三、三〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	午前	一、三〇〇
			午後	一、四〇〇
			夜間	一、三〇〇
	全日		三、八〇〇	
	特別会議室 D	平日	一時間につき	四、一〇〇
			午前	九、三〇〇
			午後	一、四〇〇
			夜間	九、三〇〇
		土曜日、日曜日及び休日	全日	二、四、八〇〇
			一時間につき	三、一〇〇
			午前	一、一、七〇〇
午後			一、五、六〇〇	
特別会議室 E	平日	夜間	一、一、七〇〇	
		全日	三、一、二〇〇	
		一時間につき	三、九〇〇	
		午前	八、一〇〇	
	土曜日、日曜日及び休日	午後	一〇、八〇〇	
		夜間	八、一〇〇	
		全日	二、一、六〇〇	
		一時間につき	二、七〇〇	
駐車場使用料	午前七時以後午後十一時以前の間		一台三十分につき	二五〇
	午後十一時後翌日の午前七時前の間		一台一時間につき	一〇〇
附属設備使用料	ホール附属設備	舞台関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一点につき	五〇〇円以内で知事が定める額
		照明装置	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	五〇、〇〇〇円以内で知事が定める額
		音響関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	二、〇〇〇円以内で知事が定める額
		映像関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一点につき	三、〇〇〇円以内で知事が定める額
		その他の附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式又は一点につき	一、六〇〇円以内で知事が定める額
	展示場及び会議室附属設備	照明装置	午前、午後及び夜間（会議室附属設備にあつては、午前、午後、夜間及び時間外。以下同じ。）の各一回、一点につき	二、一〇〇
		音響関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	四、五〇〇円以内で知事が定める額
		映像関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一五、〇〇〇円以内

		備	一回、一式又は一点につき	で知事が定める額
		その他の附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一点につき	八、四〇〇円以内で知事が定める額

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 午前 午前九時から正午までをいう。
 - ロ 午後 午後一時から午後五時までをいう。
 - ハ 夜間 午後六時から午後九時（ホールにあっては、午後十時）までをいう。
 - ニ 全日 午前九時から午後九時（ホールにあっては、午後十時）までをいう。
 - ホ 時間外 午前九時前及び午後九時（ホールにあっては、午後十時）以後をいう。
- 二 大ホールを準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の利用単位時間は、午前、午後、夜間又は全日とし、その使用料の額は、この表に定める額に〇・五を乗じて得た額とする。
- 三 ホールを利用する者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料（準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の利用単位時間に係る使用料を含む。）の額は、この表（前号を含む。）に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。
 - イ 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が三千円を超える場合 一・五
 - ロ 入場料等の最高額が千円を超え三千円以下の場合 一・二
- 四 ホール又は会議室を午前九時から午後五時まで又は午後一時から午後九時（ホールにあっては、午後十時）まで引き続き利用する場合の使用料の額は、午前及び午後又は午後及び夜間のそれぞれの利用単位時間に係る使用料の額の合計額とする。
- 五 駐車場使用料の項区分の欄に掲げる各時間帯における駐車場の利用時間が利用単位時間未満であるとき又は当該駐車場の利用時間に利用単位時間未満の時間があるときは、当該利用単位時間未満の時間は、利用単位時間に相当する時間とみなして計算する。
- 六 駐車場を駐車場使用料の項区分の欄に掲げる各時間帯にわたって引き続き利用する場合の使用料の額は、その利用の時間を当該時間帯の区分によって区分し、当該区分ごとに順次計算した使用料の額の合計額とする。
- 七 前号の場合において、一の区分（以下「先の区分」という。）について第五号の利用単位時間未満の時間があるときは、当該先の区分に引き続く他の区分（以下「後の区分」という。）に係る使用料の額の計算については、当該先の区分に係る利用単位時間に相当する時間から当該先の区分に係る利用単位時間未満の時間を減じた時間（以下「控除時間」という。）を当該後の区分に係る利用の時間から控除する。この場合において、当該後の区分に係る利用の時間が控除時間以内であるときは、当該後の区分に係る利用の時間がないものとみなす。
- 八 駐車場使用料の額は、駐車場の利用時間二十四時間までごとに計算するものとし、その計算して得た額が千八百円を超えるときは、千八百円とする。
 - 一部改正〔平成二〇年条例三八号〕